

申請してください！ マイナンバーカード



通知カードは廃止されました。

住所や氏名に変更があると使えません。

年末調整や子育てなどの手続きをする際、勤務先や役場からご家族のマイナンバーの提示を求められる場合があります。ご家族全員の申請をお急ぎください。

通知カードの廃止以後に出生または国外から初転入された方に送付される「個人番号通知書」は、マイナンバーを証明する書類として使用することはできませんのでご注意ください。だから、マイナンバーカードが必要なのです。

申請方法は、簡単で早く受け取りができるオンラインがおすすめ！

スマホで交付申請書のQRコードを読み取って、メールアドレスや氏名・生年月日などを入力して、顔写真を添付して送信するだけです。

役場住民課で申請することもできます。手続き時間は5分程度！もちろん無料！ご家族揃ってお越しください。

休日受付窓口もありますので、赤ちゃんからお年寄りまで、ご家族全員お早めに申請してください。

7月の休日受付窓口

とき 7月24日(土)午前9時～正午 **ところ** 役場住民課窓口

マイナンバーカードの受け取りもできます。ただし、休日窓口での受け取りは来庁者が多数のため長時間の待ち時間が生じることをあらかじめご了承ください。

※携帯電話をお持ちください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、準備が整うまでの間は庁舎の外でお待ちいただき、準備が整い次第、順次電話でお呼びします。

※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。

マイナンバーカードが健康保険証になるってホント!?



本当です。令和5年3月末までに、概ね全ての医療機関や薬局などでマイナンバーカードが健康保険証として使えるように準備が進められています。

自分の体についてのデータを見たうえで診察・薬の処方をしてもらえるようになるので、より良い医療が受けられます。

また、旅行先や災害時でも薬の情報等が連携されるので、安心です。

既往歴や受診歴、薬剤情報といった情報がマイナンバーカードに記録されることはありませんし、健康保険証として使う際は、自分でマイナンバーカードを読み取り機にかざすだけで、医療機関や薬局の職員にマイナンバーカードを渡したり、マイナンバーを見せることはありませんので、心配ご無用です。

マイナポータルサイトから、健康保険証としての利用登録をお済ませください。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174